

台湾での会社清算手続き概要

台湾において外国企業の現地法人を清算する手続きには、3つの段階があります。

- 会社の登記抹消
- 税務手続き
- 法院（裁判所）による登記抹消の承認

特に注意が必要な事項

- 会社登記抹消日の翌日から起算して 45 日以内に、清算前の法人税申告書を提出しなければなりません（所得税法第 75 条）。清算前の法人税申告は、解散日の属する会計年度の開始日から解散日までの期間を対象とします。
- 清算手続きは、清算人の就任日の翌日から起算して 6 カ月以内に完了しなければなりません（清算終了日）。解散日の翌日から起算して清算終了日までの期間を対象とする清算所得税申告書は、清算終了日から起算して 30 日以内に提出しなければなりません（所得税法第 75 条）。
- ひとたび会社が登記抹消されると、清算手続き中の会社が引き続き統一發票を発行するには、政府の特例承認が必要になります。この処理コストを回避するために、弊事務所では、会社登記抹消を申請する前に、会社の全ての資産を売却することをお勧めしております。
- また、ひとたび会社が登記抹消されると、大部分の銀行では、台湾の法院が清算を承認するまで銀行口座の解約を認めないため、銀行口座管理に留意ください。例えば、登記抹消を申請する前に 1 つの口座を除いたすべての銀行口座を解約すること、また、清算手続き期間中の必要資金以外を本国に送金することをお勧めします。
- 会社が登記抹消された後に受け取った小切手（例えば、税金の還付金）については、裏書を行い、弊事務所へ預けていただければ、弊事務所からご依頼の送金先まで送金を行うこともできます（銀行送金手数料はご負担ください）。
- 60 日以内に 10 人を超える従業員を解雇しなければならない場合には、台湾の「大量解雇勞工保護法(大量解雇労働者保護法)」による法的な制限があります。従業員の解雇に取り掛かる前に、法的義務の順守について弊事務所にご相談ください。
- 会社の負債総額が総資産を上回る場合には、清算手続きに進ことはできず、台湾の裁判所に破産申請をする義務があります。なお、親会社や本店の債務については、放棄することで債務額を減少させることができますが、他方で、放棄にかかる課税問題を検討しなければなりません。弊事務所では、破産状態の回避や課税問題について、適切なアドバイスが可能です。
- 会社の年金基金口座の残余財産は、清算時に会社に返金されます。解約する必

要のある会社の年金基金口座をお持ちの場合には、お知らせください。

清算人の裁判所への清算終了報告

- 清算前の決算報告および清算後の決算報告の両方について、裁判所の承認を受けなければなりません。
- 会社の帳簿類は、帳簿保管人を指定した上で、裁判所への清算終了の報告後 10 年間の保管義務があります。

必要な期間

- 清算手続きを全て終えるのに必要な期間は、各政府機関の処理時間によりますが、一般的に半年から 1 年半に及びます。

以上